

合併協定書(案)

熊本市
富合町

合併協定書

1 合併の方式

合併の方式は、下益城郡富合町を廃し、その区域を熊本市に編入する編入合併とする。

2 合併の期日

合併の期日は、平成 20 年 10 月 6 日とする。

3 新市の名称

新市の名称は、熊本市とする。

4 新市の事務所の位置

新市の事務所の位置については、熊本市手取本町 1 番 1 号（現熊本市役所の位置）とする。

5 財産及び債務の取扱い

富合町の財産及び債務は、すべて熊本市に引き継ぐ。

6 議会の議員の定数及び任期の取扱い

- (1) 議会の議員の定数及び任期の取り扱いについては、市町村の合併の特例等に関する法律第 8 条第 2 項の規定（定数特例）を適用する。また、合併後最初に行われる一般選挙においては、市町村の合併の特例等に関する法律第 8 条第 5 項の規定（定数特例）を適用する。
- (2) 議会の議員の報酬及び費用弁償の取り扱いについては、合併時に熊本市の例により統合する。

7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

農業委員会等に関する法律第 3 4 条の規定を適用し、平成 2 3 年 7 月までそれぞれの

区域で、農業委員会の委員の定数及び任期等は従前のまま存続する二つの農業委員会を置く。

平成23年7月の熊本市農業委員会の改選時に見直し再編する。

8 地域自治組織等の取扱い

市町村の合併の特例等に関する法律第26条の規定に基づき、富合町の区域に富合町合併特例区規約（別紙）を定め、合併特例区を設ける。

9 地方税の取扱い

両市町において差異のある税制等については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 事業所税については、市町村の合併の特例等に関する法律第16条第1項の規定に基づき、富合地域においては課税免除（合併の年度及びその後5年間）とし、その後は熊本市の例により統合する。
- (2) 法人市（町）民税については、市町村の合併の特例等に関する法律第16条第1項の規定に基づき、富合地域においては不均一課税（合併の年度及びその後5年間）とし、その後は熊本市の例により統合する。
- (3) 次の地方税については、合併時に熊本市の例により統合する。

ただし、固定資産税の納期については、合併年度は必要な経過措置を設ける。

- ア 都市計画税
- イ 入湯税
- ウ 個人市（町）民税
- エ 固定資産税
- オ 特別土地保有税

10 一般職の職員の身分の取扱い

合併時に在職する富合町の一般職の職員（教育長を除く）は、市町村の合併の特例等に関する法律第12条の規定に基づき、すべて新市の職員として引き継ぐ。

職員関係の制度については、熊本市の制度に統合する。

職員の職位、給与等の処遇については、公正に取り扱うものとし、人事管理、給与の適正化の観点から調整し、合併時に統一を図る。

1 1 合併市町村基本計画

合併市町村基本計画については、「熊本市・富合町新市基本計画」に定めるとおりとする。

1 2 特別職の身分の取扱い

- (1) 富合町の常勤の特別職（教育長を含む）については、失職するものとする。
- (2) 富合町の非常勤の特別職のうち行政委員会の委員については失職し、その他の委員等については、それぞれの職にかかる事務事業の内容に沿って協議、調整する。

1 3 条例、規則等の取扱い

条例・規則等は熊本市の条例・規則等を適用する。

ただし、各種事務事業の調整内容に基づき、必要な場合には関係する条例、規則等の制定、改正等を行う。

1 4 事務組織及び機構の取扱い

事務組織及び機構の取り扱いについては、熊本市の機構に統一し、組織の再編、見直しを行う。

富合町については、区域を所管する総合支所を設置し、住民サービスの低下をきたすことのないよう適切な措置を講ずる。

1 5 一部事務組合等の取扱い

- (1) 一部事務組合等の取り扱いについては、関係団体との協議の結果、次のとおり取り扱うものとする。

ア 熊本県市町村総合事務組合及び熊本県市町村職員共済組合については、富合町が合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、その事務を熊本市が行う。

イ 宇城広域連合については、富合町が合併の日の前日をもって当該連合から脱退するが、富合町域にかかる消防に関する事務、し尿処理施設に関する事務、ごみ処理に関する事務及び火葬場に関する事務については、熊本市が合併の日から当分の間、新たに宇城広域連合に加入する。この加入期間及び介護認定等その他の事務の取り扱いについては、合併時まで宇城広域連合と調整を行う。

- (2) 富合町にかかる熊本県への事務委託については、合併の日の前日をもって委託を廃止し、その事務を熊本市が行う。

16 使用料・手数料の取扱い

住民の一体性の確保や負担の公平の観点により、両市町で同一または同種の使用料・手数料については、原則として合併時に熊本市の例により統合する。

ただし、両市町のこれまでの経緯、実績等を配慮し、新市に移行後も当分の間現行どおりとするなど経過措置を設ける。

17 公共的団体等の取扱い

新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの自主性を尊重するとともに、これまでの経緯、実情等を配慮しながら公共的団体等の統合に努める。

18 補助金・交付金等の取扱い

両市町で同一または同種の補助金等については、原則として合併時に熊本市の例により統合する。

ただし、富合町独自の補助金等は、これまでの経緯、実績等を配慮し調整する。

19 町名・字名の取扱い

- (1) 熊本市の区域内の町名については、現行のとおりとする。
- (2) 富合町の区域については「下益城郡富合町」を「熊本市富合町」に置き換え、現行の大字名から「大字」の文字を削除する。

20 慣行の取扱い

- (1) 新市における「市章」、「市木」、「市花」、「市鳥」については、熊本市のものを用いる。
- (2) 熊本市における「市歌」、「都市宣言」、「名誉市民」については、新市においても継続する。

21 国民健康保険事業の取扱い

- (1) 富合町の国保料率等については、5年間の負担調整期間を設けることとし、その後熊本市の例により統合する。

徴収方式及び納期については、合併年度の次年度から熊本市の例により統合する。

- (2) 国保健康づくり事業については、合併時に熊本市の例により統合する。
- (3) 富合町の療養給付支払等基金の取り扱いについては、合併特例区設置期間に、ふる

さと総合健診、腹部超音波検診等の保健事業の経費に充てる。

2.2 介護保険事業の取扱い

- (1) 介護保険料については、第3期介護保険事業計画期間中（平成18～20年度）は現行のとおりとし、第4期介護保険事業計画期間（平成21～23年度）から熊本市の例により統合する。
- (2) 家族介護者教室開催、家族介護者リフレッシュ事業及び高齢者ケア付住宅生活援助員派遣事業については、第3期介護保険事業計画期間中は現行のとおりとし、第4期介護保険事業計画期間から新市の事業として継続する。
- (3) 富合町の食の自立支援事業については、第3期介護保険事業計画期間中は現行のとおりとし、その後の取り扱いについては、平成20年度までに検討する。

2.3 行政連絡機構の取扱い

富合町の嘱託員制度については、合併特例区設置期間の年度内を限度として現行制度を維持するものとし、その後、熊本市の例により統合する。

2.4 電算システムの取扱い

電算システムの取り扱いについては、熊本市のシステムに統合する。

2.5 広報広聴関係事業の取扱い

広報紙及び行政相談については、合併時に熊本市の例により統合する。

2.6 納税関係事業の取扱い

- (1) 次の事業については、合併時に熊本市の例により統合する。
 - ただし、口座振替制度、納税組合、納期及び納付書の発送については、合併年度は必要な経過措置を設ける。
- ア 固定資産評価審査委員会
 - イ 納税組合
 - ウ 口座振替制度
 - エ 納期及び納付書発送
 - オ 軽自動車標識交付及び廃車

- (2) 熊本市取扱金融機関に熊本宇城農業協同組合を加える。
ただし、合併年度は必要な経過措置を設ける。
- (3) コンビニエンスストアでの市税収納については、新市の事業として継続する。
ただし、電算システムの開発が整い次第実施する。

27 消防防災の取扱い

- (1) 災害備蓄については、新市の事業として継続する。
- (2) 次の事業については、合併時に熊本市の例により統合する。
 - ア 消防補助金等
 - イ 消防団運営交付金
 - ウ 消防水利施設の設置、維持及び管理
- (3) 防災無線については、合併後、富合町にある現行の無線施設を継続利用する。
- (4) 富合町域にかかる常備消防に関する事務については、熊本市が合併の日から当分の間、新たに宇城広域連合に加入する。宇城広域連合脱退後、富合町域に消防出張所を設置する。
- (5) 非常備消防（消防団）については、合併時に熊本市の例により統合する。富合町の消防功労金については廃止する。

28 交通関係事業の取扱い

交通傷害保険及び交通安全協会については、合併時に熊本市の例により統合する。

29 窓口業務の取扱い

- (1) 勤務時間外の窓口業務の対応については、合併時に熊本市の例により統合する。（熊本市役所本庁舎でのみ戸籍届けの受付を行う。）
- (2) 印鑑登録事務及び住民基本台帳カード交付事務については、合併時に熊本市の例により統合する。

30 保健衛生事業の取扱い

- (1) 次の事業については、合併時に熊本市の例により統合する。

ただし、子宮がん検診、乳がん検診の対象年齢は合併年度または、合併次年度に富合町が全年齢受診とし、翌年度から熊本市の例により統合する。また、実施場所については、当分の間現行のとおりとする。

- ア 肺がん検診
- イ 胃がん検診
- ウ 大腸がん検診
- エ 子宮がん検診
- オ 乳がん検診
- カ 妊婦健診
- キ 結核健診
- ク インフルエンザ予防接種
- ケ 個別予防接種

- (2) 女性健康診査については、新市の事業として継続する。
- (3) 基本健康診査については、医療制度改革に伴い平成19年度で終了し、平成20年度から医療保険者が行う特定検診へ移行するため、今後その手法について検討していく。
- (4) 乳幼児健診のうち、乳児検診は、当分の間現行のとおり存続する。幼児健診は、合併時に熊本市の例により統合する。
- (5) 組織育成（母子保健）については、合併後3年間は現行のとおり存続する。その後の取り扱いについては新市において検討する。
- (6) 5歳児相談及び集団予防接種については、当分の間現行のとおり存続する。
- (7) ふるさと総合健診、腹部超音波検診及び健康まつりについては、合併特例区の事業として実施する。

3 1 各種福祉制度の取扱い

- (1) 次の事業については、新市の事業として継続する。
 - ア 熊本市優待証（さくらカード）
 - イ 住宅改造居宅介護支援員派遣事業
 - ウ 生きがい推進事業
 - エ 無料寝具乾燥事業
 - オ 夏休み障害児・家族支援事業
 - カ 母子家庭等日常生活支援事業
- (2) 次の事業については、合併時に熊本市の例により統合する。
 - ア 敬老の集い
 - イ 敬老祝品支給等
 - ウ 災害見舞金等
 - エ ひとり親家庭等医療費助成事業
 - オ 乳幼児医療費助成

カ 社会福祉協議会補助金

キ ひとり暮らし高齢者訪問事業

- (3) 富合町の保育料については、合併後5年間は現行のとおりとし、その後熊本市の例により統合する。
- (4) チャイルドシートの貸出については、富合地域において、社会福祉協議会の事業として継続する。
- (5) 緊急通報体制等整備事業については、富合町の緊急通報受信装置の共同リース期間満了後、熊本市の例により統合する。

3 2 清掃事業の取扱い

- (1) 浄化槽保守点検業者の登録等手数料については、合併後の更新時に熊本市の例により統合する。
- (2) 合併処理浄化槽整備事業、ごみ減量化及び再生利用の普及・啓発については、合併時に熊本市の例により統合する。
- (3) 廃棄物の処理及び清掃、ごみ収集事業については、熊本市が宇城広域連合に加入している間は現行制度を存続する。宇城広域連合から脱退した場合は熊本市の例により統合する。

3 3 環境対策事業の取扱い

- (1) 次の事業については、新市の事業として継続する。
 - ア 環境保全（エコライフ）に関すること
 - イ 水資源
 - ウ 新世紀漱石の森づくり事業
 - エ 人工かん養促進事業
 - オ 水資源有効活用促進事業

3 4 農林水産関係事業の取扱い

- (1) 次の事業については、新市の事業として継続する。
 - ア 農業地域交流促進事業
 - イ 農業地域活性化支援事業
 - ウ 地産地消の推進事業
 - エ 経営体育成支援事業
 - オ 農業・農村男女共同参画経費

- カ (特)農業金融支援事業
- キ 農用地有効利用促進助成経費
- ク 市民と農業のふれあい促進事業
- ケ 生産体制強化施設整備事業
- コ 流通施設整備事業
- サ 畜産施設整備事業
- シ 流通対策事業
- ス 農区長制度

- (2) 農業振興地域整備計画変更については、合併後3年を目途に、統合のための計画変更を行う。
- (3) 農業振興地域整備促進協議会については、農業振興地域整備計画の変更時期に併せ、熊本市の例により統合する。
- (4) 農業構造改善事業補助金については、現行のとおり存続する。
- (5) 農業生活研究グループ連絡協議会補助金については、合併後、速やかに廃止する。
- (6) 農産物新品種導入補助金及び酪農ヘルパー補助金については、3年間は現行のとおりとし、その後は廃止する。
- (7) 次の事業については、熊本市の例により統合する。

ただし、土地改良事業等補助金のうち運営費補助については、平成25年度まで現行のとおりとし、平成26年度以降については、関係機関と協議を行い調整する。

- ア 生産体制強化対策事業
- イ 畜産振興事業
- ウ 基盤整備事業
- エ 単県土地改良事業
- オ 農業用施設災害復旧工事
- カ 農業委員会あっせん基準
- キ 農業委員会諸証明手数料
- ク 土地改良事業等補助金

- (8) 産業祭負担金については、合併特例区の事業として実施する。
- (9) 水田農業推進協議会負担金及び水田農業推進費については、平成21年度までは現行のとおりとし、その後の取り扱いについては、関係機関と協議を行い調整する。
- (10) 農業用廃プラ類処理対策協議会補助金については、合併後5年間は現行のとおり継続する。その間、関係機関との調整を図る。
- (11) 認定農業者協議会及び認定農業者協議会補助金については、合併後5年間は現行のとおり継続する。その間、関係機関との調整を図る。その後、熊本市へ統合する。
- (12) 営農連絡協議会については、当分の間現行のとおり存続する。

35 商工・観光関係事業の取扱い

- (1) 次の事業については、新市の事業として継続する。
 - ア 新規創業支援事業
 - イ 新産業分野支援事業
 - ウ 雇用対策事業
 - エ 職業技能向上支援事業
 - オ 商店街振興事業
 - カ 工業活性化支援事業
 - キ 中小企業人材育成支援事業
 - ク 観光イベント関連事業
 - ケ 物産振興事業
 - コ 工芸振興事業
 - サ 中小企業団体等支援事業
 - シ 中小企業金融対策事業
 - ス 経営相談事業
 - セ 労働環境・福祉向上事業
- (2) 企業立地促進事業については、合併時に熊本市の例により統合する。
ただし、合併時に富合町の条例に基づき指定を受けている企業等については現行のとおりとする。
- (3) 商工会補助金については、現行のとおり存続する。
- (4) ふるさと祭事業補助金については、合併特例区の事業として実施する。

36 建設関係事業の取扱い

- (1) 次の事業については、合併時に熊本市の例により統合する。
ただし、富合地域の公営住宅使用料の算定については、既存施設の建替え等が行われるまでの間は、利便性係数の調整等により合併前の水準とする。
 - ア 新規道路の認定
 - イ 里道の整備（補助金・交付金）
 - ウ 道路占用料
 - エ 河川の維持管理
 - オ 市（町）営住宅使用料の算定

37 都市計画の取扱い

- (1) 都市計画区域及び都市計画区域区分については、現行のまま新市に引き継ぐ。

合併後直ちに、富合町区域の宇土都市計画区域の取り扱いについて、関係機関と協議するものとする。

- (2) 新幹線車両基地建設に伴う受託事業については、合併時に合併特例区の事業として継続する。

38 下水道事業の取扱い

- (1) 富合町の下水道整備については、普及率を早急に向上させるため、熊本市の下水道整備と最終年度を合わせるよう計画的に推進する。
- (2) 下水道使用料及び受益者負担金については、合併時に熊本市の例により統合する。

39 上水道事業の取扱い

- (1) 富合町の地区営水道（簡易水道）については、合併までに未整備（給水）地区も含め町営化を図り、合併時に新市に引き継ぐ。なお、合併直後の水道料金については、今後設定される町営簡易水道料金を新市に引き継ぐ。
- (2) 富合町の上水道事業化については、合併後速やかに現地調査を行い、上水道整備計画を策定したうえで計画的に整備を進める。
- (3) 簡易水道組織への補助金（富合町環境衛生施設整備事業補助金）については、富合町の簡易水道組合を町営化するため、現行制度は廃止する。

40 教育関係事業の取扱い

- (1) 次の事業については、新市の事業として継続する。
 - ア 就学支援（学級支援員配置・修学旅行特別支援）
 - イ 青少年国際・国内交流事業
 - ウ 青少年活動支援事業
 - エ 生涯学習推進事業
 - オ 家庭教育推進事業
 - カ スポーツ振興基金等
 - キ 総合型地域スポーツクラブの育成
 - ク 各種大会（開催）補助金
 - ケ 少人数学級
- (2) 小中一貫教育（教育特区）については、合併後も新市（富合地域）の事業として継続する。
- (3) 次の事業については、合併時に熊本市の例により統合する。

ただし、育英奨学金（育英事業）において、合併前の貸付継続者・返還者がいる場合は、それぞれの貸付・返還が完了するまでは従前の制度を適用する。また、運動施設の予約については、富合町住民は富合地域内の運動施設に限り、5年間先行予約を認める。

ア 通学区域（高等学校）

イ 地域公民館（社会教育施設）への補助金

ウ 学校図書館充実事業

エ 育英奨学金（育英事業）

オ 青少年育成会議

カ 青少年健全育成事業

キ 図書館のサービス

ク 運動施設予約・案内システム

- (4) 各種大会等については、合併特例区の事業として継続する。その後は富合地域の独自事業として検討する。
- (5) 各種体育施設については、合併特例区の管理施設として継続する。
合併時に熊本市の施設料金を基に統一したうえで、富合地域の住民については合併特例区の間は減免・免除の取り扱いとする。その後は熊本市の例により統合する。
- (6) 公民館の運営については、合併時に熊本市富合公民館として統合する。ただし、公民館ホールについては、新たに文化ホールとして設置する。
- (7) 公民館使用料については、合併時に熊本市富合公民館及びホールの使用料について、5年間に限り現行のとおり継続する。その後は熊本市の例により統合する。
- (8) 公民館学級及び成人式については、合併特例区の事業として継続する。その後は熊本市の例により統合する。
- (9) 図書館の施設管理運営については、熊本市富合公民館図書室とし、閉館時間については5年間に限り現行のとおり継続する。その後は熊本市の例により統合する。
- (10) 図書の管理等については、合併時に熊本市富合公民館図書館となり、電算システムは統合するが、一部（複写サービスは廃止）を除き、5年間に限り現行のとおり継続する。その後は熊本市の例により統合する。
- (11) 体育協会については、合併特例区の管理団体として継続する。その後は熊本市の例により統合する。
- (12) 文化協会については、合併特例区の管理団体として、この期間は現行のとおり継続する。
- (13) 学校施設一般開放管理業務については、合併時に管理人を配置し、小・中学校体育館、中学校運動場及び武道場は熊本市の例により統合する。
- (14) P T A 連合会他公共団体及び P T A 連合会他公共団体への補助金については、合併後、5年間は現行のとおり継続する。

ただし、一本化できる団体については、随時調整を図っていく。また、熊本市の団体との統合が成立した年度で補助金は廃止する。

4 1 選挙管理事務の取扱い

富合地区の投票区の区割りにについては、合併時までには有権者数及び地理的条件を考慮し、見直しを検討する。

4 2 その他の事業の取扱い

- (1) 防犯協会及び防犯灯設置補助金については、合併時に熊本市の例により統合する。
- (2) 町内自治会活動支援事業及び地域コミュニティセンター運営・建設事業については、富合町が町内自治会制度に移行後、熊本市の例により統合する。
- (3) 行政広報施設補助金については、富合町が町内自治会制度に移行するまでは、現行のとおり継続する。

ただし、町内自治会制度移行後のマイク放送施設への補助については、新市において検討する。

(別紙)

富合町合併特例区規約（案）

(設置)

第1条 市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第26条第1項の規定に基づき、合併前の下益城郡富合町の区域（以下「区域」という。）に合併特例区を設ける。

(名称)

第2条 合併特例区の名称は、富合町とする。

(設置期間)

第3条 合併特例区の設置期間は、合併の日から5年間とする。

(合併特例区の処理する事務)

第4条 合併特例区は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 別表に規定する公の施設の設置及び管理に関すること。
- (2) 区域におけるコミュニティ関連施策に関すること。
- (3) 区域における地域振興イベント並びに文化及び伝統の継承に関すること。
- (4) 区域における九州新幹線総合車両基地に関連する事業に関すること。
- (5) 区域における国民健康保険療養給付支払等基金を財源とした保健事業に関すること。

(事務所の位置)

第5条 合併特例区の事務所は、合併前の下益城郡富合町大字清藤405番地3に置く。

(区長の任期)

第6条 合併特例区の長（以下「区長」という。）の任期は、2年とし、再任を妨げないものとする。

(区長の権限)

第7条 区長は、合併特例区を代表し、その事務を総理する。

- 2 区長に事故があるとき又は区長が欠けたときは、合併特例区の職員のうち、区長があらかじめ指定する者がその職務を代理する。

(合併特例区協議会の構成員の選任等)

第8条 合併特例区協議会の構成員（以下「構成員」という。）は、区域内に住所を有し、かつ、熊本市議会の議員の被選挙権を有する者のうちから、熊本市長が選任する。

- 2 構成員の任期は、2年とする。ただし、欠員により構成員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 構成員の再任は、これを妨げないものとする。
- 4 熊本市長は、構成員がその職務に必要な適格性を欠くと認める場合又は心身の故障により職務の遂行に堪えられないと認める場合は、当該構成員を解任することができる。

(合併特例区協議会の会長及び副会長の選任等)

第9条 合併特例区協議会に、会長及び副会長各1人を置き、構成員の互選によりこれを定める。

2 会長及び副会長の任期は、構成員の任期による。

3 会長及び副会長の解任については、協議会で協議し、決定する。

(合併特例区協議会の組織及び運営)

第10条 構成員の定数は、10人以内とする。

2 合併特例区協議会の会議(以下「会議」という。)は、定例会及び臨時会とし、区長が招集するものとする。

3 会議は、構成員の2分の1以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。

4 会議の議長は、会長が務めるものとする。

5 会長が必要と認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

6 会議は、公開で行うものとする。ただし、会長が必要と認めるときは、会議に諮り、公開しないことができる。

7 会議の議事は、出席した構成員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

8 合併特例区協議会の庶務は、合併特例区の事務所において処理する。

(委任)

第11条 この規約に定めるもののほか、合併特例区の組織及び運営に関し必要な事項は、合併特例区規則で定める。

附 則

この規約は、合併の日から施行する。

別表(第4条関係)

名 称	所 在 地(合併前)
富合町健康づくり総合センター	富合町大字清藤405番地1
富合町雁回公園	富合町大字木原2748番地
富合町屋外運動場	富合町大字平原67番地1
富合町老人憩の家	富合町大字木原2319番地
緑川総合運動公園	富合町大字上杉字上川原358番1地先から 富合町大字小岩瀬字居屋敷926番地先まで

調 印 書

熊本市と富合町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第3条第1項の規定に基づく熊本市・富合町合併協議会において、上記のとおり合併に関する協議が整ったので、ここに調印する。

平成19年 月 日

熊 本 市 長

富 合 町 長

立 会 人

熊 本 県 知 事

熊 本 市 議 会 議 長

富 合 町 議 会 議 長

立 会 人

合併協議会委員

合併協議会委員